

◆企画趣旨：本シンポジウムは、法曹養成と医師養成との共通の課題と考えられる教育課程への実習科目の早期導入について検討する。国家資格取得前の学生に現実の依頼人・患者への法律サービス・医療サービスを提供させるという臨床教育方法論は、専門職業人としての法曹及び医師を養成する教育課程に不可欠の要素であるといえる。しかし、これまでこの臨床教育方法論について、法学教育界と医学教育界は、十分に相互の教育経験の交流をしてこなかった。本シンポジウムでは、これまで欠けていた両学界の専門職養成に携わる教育者・研究者による協働討議の場を設定し、法曹養成及び医師養成の共通性とそれぞれの特性を把握し、両分野の教育の一層の充実を図る出発点としたい。

◆日時：2010年5月22日(土) 13:00~18:20

◆会場：早稲田大学早稲田キャンパス8号館3階大会議室

- 13:00 開会挨拶……………古口 章 (日本弁護士連合会法科大学院センター委員長)  
 企画趣旨説明……………宮川 成雄 (早稲田大学法科大学院教授)
- 13:10 1. 専門職養成課程への臨床教育の導入の意義  
 医学部において臨床実習の早期導入に至った経緯とその現状  
 ……………志村 俊郎 (日本医科大学教授)
- 13:40 法学側からコメント……………山中 至 (熊本大学法科大学院教授)
- 13:55 II. 大学における実務教育の現状と課題  
 1. 実務実習(臨床実習)のための準備教育と実務実習での学習効果-共用試験が目指すもの……………福島 統 (東京慈恵会医科大学教授)
- 14:25 法学側からコメント……………井藤 公量 (岡山大学法科大学院教授)
- 14:40 2. 法科大学院教育における模擬依頼者の活用と養成  
 ……………亀井 尚也 (関西学院大学法科大学院教授)
- 15:10 医学側からコメント……………志村 俊郎
- 15:25 休憩
- 15:40 III. 国家資格取得前の臨床実習の法的位置づけ  
 1. 医学生の実習と模擬依頼者による医療行為の種類  
 ……………田邊 政裕 (千葉大学医学部教授)
- 16:10 法学側からコメント……………甲斐 克則 (早稲田大学法科大学院教授)
- 16:25 2. 弁護士の「履行補助者」としての法科大学院生の活動の許容範囲：  
 学生実務規則のない現状において  
 ……………萩原 猛 (大宮法科大学院大学教授)
- 16:55 医学側からコメント……………宮下 次廣 (日本医科大学教授)
- 17:10 IV. パネル・ディスカッション  
 議論の軸：上記の論点の他に、OJTの限界と大学における教育の意義など
- 18:20 閉会

\*各報告者およびコメントターの所属・職名等は、シンポジウム開催時のもの。

臨床法学教育シンポジウム

動き出した法曹養成と医師養成の連携

—臨床方法論による専門職教育の課題—

主催：日本学術振興会科学研究費臨床法学会グループ  
 共催：臨床法学教育学会、早稲田大学臨床法学教育研究所  
 後援：日本医学教育学会、早稲田大学法科大学院法務研究所

宮川 本日の臨床法学教育シンポジウムは、「動き出した法曹養成と医師養成の連携—臨床方法論による専門職教育の課題—」と題しまして、法学サイドおよび医学サイドから臨床教育という方法論を軸とし



開会挨拶  
 古口章  
 日本弁護士連合会法科大学院センター委員長



趣旨説明  
 宮川成雄  
 早稲田大学法科大学院教授

た医師養成・法曹養成に共通する問題意識あるいは課題について検討していきたいと思っております。

今回のシンポジウムについては、日本弁護士連合会法科大学院センターからも関心を寄せていただいております。専門職業人の養成について、臨床教育という共通の方法論を用いる医師養成関係者と法曹養成関係者との連携の重要性を認識する意味から、同センターの委員長を務めておられる古口章先生に、今回のシンポジウムの開催のご挨拶をお願いいたしました。古口先生よろしくお願いたします。

古口 ご紹介いただきました日弁連法科大学院センターの委員長を仰せつかっております古口でございます。

今法科大学院をめぐる情勢は非常に厳しいものがございます。法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度自体が大きな岐路にさしかかっていると言っても過言ではないと考えております。そうした状況を打破するために、様々な改善方策が議論されているところでございます。しかし、この状況を抜本的に変え、前進させていくためには、法科大学院の教育の質の向上、卒業生の皆さんがユーザーである国民にとって実際に役に立つ仕事をする事、そして、そ

うした実績を積み上げて国民的な認知を獲得していくことその他にないのではな  
いかと私もは考えております。

しかしながら、教育の質の向上と  
も、具体的にどういうことを意味する  
のか。そして、それはどうやれば実現  
できるのか。こういう議論になります  
と、必ずしも十分なコンセンサスが形  
成されていないかと思っております。  
この議論をきちんとしていく必要  
があるのではないのでしょうか。私  
は、そのための鍵が、臨床教育の充  
実、その実績の教訓化にあるのでは  
ないかと考えております。

そうした中で、本日のシンポジウ  
ムテーマが「動き出した法曹養成と  
医師養成の連携—臨床方法論によ  
る専門職教育の課題—」ということ  
でございますが、これは、大変興味  
深く、また非常に大切なテーマで  
はなかるうかと思っております。

本日、皆さんの議論が実りあるもの  
になることを大いに期待してござい  
ます。同時に、私自身、勉強させて  
いただきたいなと思っております。簡  
単ではあります、以上をもつて開  
会のあいさつに代えさせていただきます  
。よろしくお願ひします。

宮川 古口先生、どうもありがとうございます。  
それは、私のほうから、主催者  
として今回のシンポジウムの企画  
の趣旨について簡単に説明させて  
いただきます。

臨床教育という方法論は、法学教  
育においては法科大学院制度が始  
まってから新しく採用されたもの  
であるわけですから、医学教育  
においては極めて長い経験をお  
持ちであります。ですから、新米  
の法学

のほうの教育研究者が、先輩の  
医学教育研究者に学ぶという趣  
旨があるわけですね。より視点を  
絞って、その課題というところ  
の共通性、問題意識の共通性、  
そして、克服しなければいけ  
ない問題点の共通性があるの  
ではないかと思っております。

方法論の共通性ということにつ  
きましては、理論教育と実務教  
育を一体として教育しなければ  
いけないということであると思  
います。法科大学院という制度  
ができるまでは、法学部で理  
論教育をして、実務教育は司  
法修習に任せるということであ  
ったわけですね。しかし、法科  
大学院という制度ができてから  
、法科大学院で実務の導入部  
分をも担うことになってござい  
ます。したがって、理論教育と  
実務教育を一体として行うとい  
う教育方法の点で、法曹養成  
と医師養成の共通点が明確に  
なってきたと考えております。

また、問題意識の点でもやはり  
共通点があります。すなわち医  
師養成のほうでも、医師が治  
療を行うという上からの医療の  
提供ではなく、患者の視点に沿  
った医療、そして患者の人とし  
ての尊厳をわきまえた医師の  
養成ということが重要な課題  
というふうに聞いております。  
このことは、やはり法律家の  
養成についても言えること  
です。つまり、弁護士が法  
専門職として依頼者の問題  
を上から聞くのではなく、  
依頼者の問題に寄り添って、  
依頼者と共にその人が抱  
えている社会的な問題を解  
決しなければいけない。  
やはり専門職が上に立つの  
ではなく、サービスの利用  
者の視点でもって専門職  
を養成しなければいけない。  
この点でも共通性があると思  
っております。

そして、克服しなければいけない  
大きな課題として、臨床教育  
という方法論の性質上、教育  
課程の中で現実の患者・依頼  
者に接し、サービスを提供す  
るということを通じて教育を  
するわけであり、サービス  
から、国家試験に合格する  
前の医学学生・法学生が、  
現実の患者・依頼者に対して  
サービスを提供するというこ  
とについて十分に準備され

た教育プログラムを持たなければ、  
不用意に患者・依頼者にご迷惑  
をかけるということになります。  
国家試験合格前の学生の教  
育をいかにするかということ  
についても共通性があると思  
います。こういったことを  
軸に、医学部および法  
科大学院で教育に従事して  
おられる先生方にご報告  
を願ひしております。